

#	分類	質問	回答	掲載日
1	全般	共通機能は国が構築・提供するのですか。	共通機能は本仕様書に従って、原則として事業者が構築し、地方公共団体がそれを利用することを想定しています。	2022/8/25
2	全般	共通機能は、ガバメントクラウド上への構築が必須ですか。	共通機能の機能配置は、他の標準準拠システムと同様にガバメントクラウドの利用を第一に検討いただく必要があります。一方で、標準準拠システム以外のシステム（外部システムを除く。）も含めた連携等も踏まえて検討するべきものであり、ガバメントクラウド上の構築を必須とするものではありません。 なお、現在、総務省の補助金により整備を進められている申請管理システム（総務省仕様準拠）については、既にオンプレミス等での整備が進められていることを鑑み、機能配置する環境は適切にご判断いただければと思います。	2022/8/25 2022/10/28更新
3	全般	共通機能の標準仕様として規定された機能以外の機能を追加することは可能ですか。	本仕様書が規定とする共通機能に新たに機能を追加することや、本仕様書が対象とする共通機能と疎結合の形で新たに機能を作ることを妨げません。各標準準拠システムの標準仕様書で実装不可機能とされた機能を実装することはできません。	2022/8/25
4	全般	共通機能を地方公共団体ごとに構築、機能追加を許容すると、改修を原則認めないとする標準化の趣旨に反しませんか。	各業務の標準準拠システムに改修を発生させないために必要となる最低限の要件を本仕様書に規定しています。共通機能に任意で実装される機能はあくまで追加的な機能であり、標準準拠システムに改修を発生させるものではないと考えます。	2022/8/25
5	全般	ひとつの地方公共団体において、複数事業者が提供する別々の共通機能システムを利用することは可能ですか。	可能ですが、両システムとも本仕様書に準拠する必要があります。	2022/8/25
6	全般	同一の共通機能を別システムとして構築することは可能ですか（例えば、ガバメントクラウド上のシステム用の団体内統合宛名機能を有するシステムと、オンプレミス環境用の団体内統合宛名機能を有するシステムをそれぞれ構築するなど）。	実装方式は本仕様書で規定対象外となるため、地方公共団体の判断で実装、構築ください。	2022/8/25
7	全般	共通機能の開発や構築に関する費用はデジタル基盤改革支援補助金の対象となりますか。	開発費用や利用料は対象となりません。 共通機能の移行経費が標準化対象20業務に関するものであれば、当該経費については補助対象となります。また、共通機能のうち、当該20業務に関するものではないものについては、標準準拠システムと業務データのAPI連携等を行う場合には、補助対象経費E（関連システムとの円滑な連携に要する経費）は補助対象となります。	2022/10/28

#	分類	質問	回答	掲載日
8	全般	「2類型に分類されていない機能（本仕様書に規定していない機能）について、任意で実装することを可能とする」という記載について、「任意の実装」は、ガバメントクラウド上に実装可能でしょうか。	基幹業務システムの標準仕様書において実装不可機能と規定されている機能を除き、実装可能ですが、構築する基盤は、ガバメントクラウドも含め自治体において任意に選択可能です。	2022/10/28
9	全般	標準準拠システムに段階的に移行する場合、共通機能をいつまでに実装（利用開始）すべきかについて規定や考え方はありますか。	地方公共団体において各標準準拠システムの移行時期を踏まえて共通機能の利用開始時期をご検討ください。	2022/10/28
10	全般	個人番号を一意的番号と整理し、各標準準拠システムに住基CS照会機能付与したうえで4情報から個人番号を検索できるようにすることで団体内統合宛名機能を不要にすることはできませんか。	現時点においては、住民記録システム以外のシステムが住基CSと連携することとは認められておりません。	2022/10/28
11	申請管理	ガバメントクラウド申請管理機能の提供開始後も、申請管理システム（総務省仕様準拠）を継続利用できますか。	申請管理システム（総務省仕様準拠）を継続利用することは可能です。	2022/8/25
12	申請管理	ガバメントクラウド申請管理機能の提供開始後には申請管理システム（総務省仕様準拠）からの移行が必須ですか。	申請管理システム（総務省仕様準拠）からガバメントクラウド申請管理機能への移行は必須ではないため、申請管理システム（総務省仕様準拠）を継続利用することが可能です。	2022/8/25
13	申請管理	申請管理システム（総務省仕様準拠）を継続利用する場合、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に規定されたAPI仕様書に準拠した改修は必須ですか。	申請管理システム（総務省仕様準拠）と標準準拠システムとの連携について、画面からの転記又はRPA等管理ツールを利用する場合は、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に規定されたAPI仕様書及び本仕様書に規定した「庁内データ連携機能」に準拠した改修は必須ではありません。	2022/8/25
14	申請管理	申請管理システム（総務省仕様準拠）の構築が進む中で、別途ガバメントクラウド申請管理機能を開発するのはなぜか。また、ガバメントクラウド申請管理機能と申請管理システム（総務省仕様準拠）にはどのような機能差を設ける想定ですか。	標準化とあわせて国で検討を進めるトータルデザインの観点から、情報連携基盤の検討を行っており、その基盤の一部としてガバメントクラウド申請管理機能の提供を検討しています。ガバメントクラウド申請管理機能の詳細は検討を進めており、別途お示しする予定です。	2022/8/25
15	庁内データ連携機能	庁内データ連携機能の実装方式は、「RESTによる公開用API連携」、「ファイル連携」の両方が実装必須ですか。また、「公開用VIEW連携」等の他の連携方式を採用することはできますか。	標準準拠システム間の連携及び標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステム（外部システムを除く。）の連携は、「RESTによる公開用API連携」と「ファイルによる連携」の2つの連携方式であり、「公開用VIEW連携」等のその他の連携方式は認められません。 なお、連携するデータごとの連携方式は、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」をご参照ください。	2022/8/25 2022/10/28更新

#	分類	質問	回答	掲載日
16	庁内データ連携機能	APPLICの地域情報プラットフォームガイドラインで示されている統合DB機能による連携方式は利用することは可能ですか。	「統合DB」による庁内データ連携機能の実装は、全ての地方公共団体において必要とされているものではないことから、標準仕様の規定対象外としています。一方で、本仕様書で規定しない共通機能についても、地方公共団体の事情を踏まえて必要なものは、本仕様書が規定とする共通機能、標準準拠システムと疎結合の形で構築することを妨げません。 「統合DB」は、標準準拠システム間の連携を仲介するものと理解しており、連携の際に統合DBがあたかも連携先または連携元の標準準拠システムのように振る舞うことで、標準準拠システムに改修を発生させずに連携の仲介を実現するのであれば、問題ありません。	2022/8/25
17	庁内データ連携機能	CSV形式以外のファイル形式（固定長ファイル、XML、ZIP、TSV等）での連携は、今後認められない認識で良いですか。また、認められない理由を教えてください。	標準準拠システム間の連携及び標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステム（外部システムを除く。）のファイル連携においては、CSVファイル以外は認められません。これは、標準準拠システム（共通機能を含む）のインターフェース部分のカスタマイズを発生させないようにし、別の標準準拠システムへの移行時の改修を不要とするためのものです。 なお、本仕様書が対象とする共通機能におけるマイナポータルや中間サーバ等の外部システムとのインターフェースについては、外部システムのインターフェース仕様に従います。	2022/8/25 2022/10/28更新
18	庁内データ連携機能	ファイル連携の実装方式や環境、実装を行う主体についての規定はありますか。	実装方式や環境、実装を行う主体について、本仕様書では規定しません。	2022/8/25
19	庁内データ連携機能	庁内データ連携機能に関して、ダブルクォーテーションをCSVカラムに含める場合のエスケープ等の詳細な規定はありますか。	本仕様書は機能要件を定義するものであることから、ダブルクォーテーションをCSVカラムに含める場合のエスケープ等の詳細な規定を予定していません。	2022/8/25
20	庁内データ連携機能	住民の異動情報など更新頻度が高いものについては、リアルタイムのデータ連携のために、提供側の基幹業務システムからのPUSH型での提供が必要ではないですか。	「RESTによる公開用API連携」におけるPUSH型については、データ送信先システムがシステム障害やメンテナンス中だった場合などにおいて、データ連携できないことが想定されることを踏まえ、規定対象外とし、利用側業務システムが任意のタイミングでAPIを呼び出すPULL型に統一することとしました。	2022/8/25
21	庁内データ連携機能	移行過渡期において、標準準拠システムから標準準拠未対応システムや標準準拠システム以外のシステムへのデータ連携・文字コードの変換等はどのように対応すればよいですか。統合DB等を設けてインターフェースの差異を吸収してもよいですか。	標準準拠システムは「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」及び本仕様書における庁内データ連携機能に規定された連携方式によってのみ連携が可能です。そのため、段階的に基幹業務システムの標準化対応を行う場合には移行期間や連携先システムの改修コスト等の実情を踏まえて対応方針を検討いただく必要があります。 統合DB等を実装して、対応することも妨げません。	2022/8/25

#	分類	質問	回答	掲載日
22	庁内データ連携機能	0.8版において、「別途提示する」とされていたAPIの認証に関する検討状況を教えてください。	機能要件及び各API仕様書に記載のとおり、OAuth2.0（アクセストークン：Bearer client_secret_jwt）による認証を標準仕様と規定しました。 なお、今後国で統一ID基盤の整備が検討されていることから、暫定措置として、OAuth2.0（アクセストークン：Bearer client_secret_basic）も実装可能とします。 また、API Keyについては原則ガバメントクラウドでは認めないものの、認可サーバの設置が難しいオンプレミス環境等においては、当面の間、認めることとしました。 認証方式に関しては以上のとおりであり、令和4年秋～年内を目的に、実装例やリファレンス等を提供すること予定しています。	2022/8/25
23	庁内データ連携機能	移行過渡期に限り標準準拠システムに既存の連携機能を有してもよいでしょうか。	地方公共団体情報システム標準化基本方針【第1.0版】 4.1.2連携要件の標準にて規定しています。	2022/10/28
24	庁内データ連携機能	広域連合や一部事務組合が複数の地方公共団体から事務を移管され当該事務の標準準拠システムを利用している場合、移管元の地方公共団体の他の標準準拠システムとのデータ連携はどの様になりますか。	標準準拠システム同士のデータ連携は、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」により定められた連携が必要となります。 広域連合や一部事務組合が、一部の事務を移管されそこで利用されている標準準拠システムにおいても例外ではなく、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」にて定められている連携が「リアル連携」である場合には、広域連合－構成市町村間の通信をその他外部との通信と論理的に分離するといった対応と合わせて、広域連合－構成市町村間の通信を利用した「RESTによる公開用API連携」が必要です。 例えば、地方公共団体から広域連合等に介護保険事務が移管され、広域連合等が利用している介護保険標準準拠システムと、移管元の地方公共団体が利用する個人住民税標準準拠システムの間には、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」により、「リアル連携」が定義されています。 この場合、当該広域連合等の利用する介護保険標準準拠システムと、地方公共団体が利用する個人住民税標準準拠システムの間では、「RESTによる公開用API連携」が必要となります。	2022/10/28
25	住登外者宛名番号管理機能	住登外者の基本4情報が揃わない場合であっても、取得できている情報のみで住登外者宛名番号の付番依頼を行うことは可能ですか。	可能です。	2022/8/25

#	分類	質問	回答	掲載日
26	住登外者宛名番号管理機能	複数の業務で1つの住登外者宛名番号を使用している場合、業務IDごとにレコードを分けるのではなく、1レコード内に業務IDを複数持つという考えで良いですか。また、データ抽出時のAPIレスポンスも、複数業務IDがある場合、業務IDの項目だけ複数分返ってくるという考えで良いですか。	住登外者宛名番号と業務IDについては、ご認識のとおりです。APIについても、複数の業務IDが1レコードに格納されます。	2022/8/25
27	住登外者宛名番号管理機能	住登外者の情報が変更になった場合（住登外者で無くなった場合も含む）、どのように変更履歴の管理を行うのですか。	基本4情報の管理は各基幹業務システム側で行っていただく想定であるため、住登外者宛名番号管理機能において履歴管理に関する機能は規定していません。なお、任意の機能として履歴管理に関する機能を住登外者宛名番号管理機能に実装することは妨げません。	2022/8/25
28	住登外者宛名番号管理機能	住登外者の基本4情報を変更した場合、各標準準拠システムへはどのように変更通知が送られるのですか。	住登外者宛名番号管理機能は、住登外者宛名番号を付番するための機能であり、基本4情報の正本は各標準準拠システムで管理するため、住登外者宛名番号管理機能から変更通知は送信しません。	2022/8/25
29	住登外者宛名番号管理機能	住登外者宛名基本情報に関する登録、結果の送信機能をバッチ処理で実装することは可能ですか。	バッチ処理は標準準拠システムで実装する機能であり、本仕様書の規定対象外であるため、標準準拠システムの標準仕様書にバッチ処理の機能が規定されていれば実装可能であると認識しています。	2022/8/25
30	住登外者宛名番号管理機能	基本4情報を取得できず名寄せができないことも想定されますが、住登外者宛名番号管理機能への登録対象は、地方公共団体が任意で選定することも可能ですか。	標準準拠システムにおいて住登外者宛名番号を付番する場合には、住登外者宛名番号機能を利用いただく必要があります。	2022/8/25
31	住登外者宛名番号管理機能	住登外者の削除後も履歴・経緯を確認できるようにする必要があると考えていますが、履歴には登録時の業務IDも保持できますか（利用当時に、どのような事務で使われていた宛名か確認するため）。	履歴管理に関する機能を任意で実装することは可能です。その際、業務IDを保持することも可能です。	2022/8/25
32	住登外者宛名番号管理機能	住登外者宛名情報を削除するという記載はDBからの物理削除、論理削除（DB上にデータは記録されているが、API等による他業務への提供を行わない）のどちらですか。	本仕様書では、物理削除、論理削除等の削除の実装については規定しません。	2022/8/25
33	住登外者宛名番号管理機能	標準準拠システムが住登外者削除情報を送信した後に、他の標準準拠システムが同一人の住登外者登録をした場合、住登外者宛名番号管理機能はどのような処理を行うのですか。	住登外者宛名番号を新規に付番します。	2022/8/25

#	分類	質問	回答	掲載日
34	住登外者宛名番号管理機能	同一の住登外者に対して宛名番号の異なる宛名を作成してしまったケースにおいて、団体内統合宛名機能にて個人番号を利用することで各宛名が同一人であることが確認できた場合、住登外者宛名番号管理機能における名寄せに利用するために、団体内統合宛名機能での同定結果を住登外者宛名番号管理機能へ連携することは出来ますか。	前提として、住登外者宛名番号管理機能において個人番号を保持する方針に見直しを行ったことから、個人番号が特定できている住登外者については、住登外者宛名番号管理機能において個人番号を用いた名寄せが実施できるため、ご質問のケースは基本的には発生しないことを想定しています。（個人番号を利用できるのは個人番号利用事務に限ります。） また、住登外者宛名番号管理機能は住登外者宛名番号の付番・管理に特化した機能であり、名寄せの処理自体は標準準拠システム側で行われることを想定しており、住登外者宛名番号管理機能は標準準拠システムから連携される名寄せ情報に基づいて、住登外者宛名番号の名寄せを実施します。 したがって、ご質問のケースのような団体内統合宛名機能と住登外者宛名番号管理機能の連携については標準仕様として規定していません。	2022/8/25
35	住登外者宛名番号管理機能	住登外者宛名番号管理機能にてDV情報の管理が必要ではないですか。例えば、介護でDV支援措置対象となっている方を税で住登外者登録する際、税側でも介護同様に管理上の考慮が発生するためです。	本機能が保持する情報は付番のための情報であり、業務間で連携することを目的とした情報ではないため、DV支援措置の情報は不要と判断しています。	2022/8/25
36	住登外者宛名番号管理機能	住登外者宛名管理機能でDV情報を管理する際に、旧姓使用、通称名の使用有無等により、対象の宛名情報が抽出できない可能性があります。宛名履歴や通称名を管理することは可能ですか。	本仕様書では住登外者宛名番号の付番及び管理のために必要となる最低限の機能要件を規定しており、地方公共団体が必要と判断する機能を住登外者宛名番号管理機能に任意で追加することは妨げません。	2022/8/25
37	住登外者宛名番号管理機能	住登外者の個人情報、住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に掲載された情報とは異なると考えていますが、位置づけはどのように捉えればよいですか。	住登外者の個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）では、「利用目的の範囲内で取り扱わなければならない。」とされており、地方公共団体において必要な利用目的を特定する必要があります。 また、「例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合」について、以下の場合に認めることとされています。 行政機関等が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（同項第2号）	2022/8/25
38	住登外者宛名番号管理機能	法人宛名番号は住登外宛名と同様に20業務のほとんどで利用する情報ですが、住登外者宛名番号管理機能の対象に法人宛名管理は含まれないのですか。その場合、法人宛名番号はどのように管理すればよいですか。	法人宛名番号については住民・住登外者と比較し、所持する項目が大きく異なること、また法人の性質も様々であることから、本仕様書の対象外と判断しました。したがって、法人宛名番号の管理に関する機能は、各基幹業務システムの標準仕様書に規定のある場合を除き、標準準拠システムとは疎結合の形で実装いただく必要があると考えます。	2022/8/25

#	分類	質問	回答	掲載日
39	住登外者宛名番号管理機能	住登外者宛名番号管理機能の利用開始にあたっては、名寄せの完了が条件となりますか。	初期データ移行の名寄せは必須としません。ただし、初期データ移行に際し住登外者宛名番号が重複する場合は重複番号に対する対応が必要となります。	2022/8/25
40	住登外者宛名番号管理機能	標準準拠システム以外のシステムで管理されている住登外者の情報も初期セットアップとして名寄せの対象となりますか。	標準準拠システム以外のシステム（外部システムを除く。）が住登外者宛名番号管理機能を利用することは任意ですので、名寄せの要否についても各地方公共団体にてご判断ください。	2022/8/25 2022/10/28更新
41	住登外者宛名番号管理機能	0.8版から1.0版案にかけての修正点として、住登外者宛名番号管理機能において個人番号が管理できることとなっていますが、個人番号の管理は必須ですか。	個人番号利用事務における住登外者の同定を容易とするために、住登外者宛名番号管理機能における個人番号の管理を可能としたところですが、個人番号の管理・利用は必須ではありません。 住登外者宛名番号管理機能は個人番号利用事務以外の事務においても利用される機能であり、また、個人番号利用事務であっても個人番号を把握していない住登外者が存在することから、個人番号の管理・利用は必須ではありません。	2022/8/25
42	団体内統合宛名機能	標準仕様書に規定された団体内統合宛名機能を経由せずに、中間サーバには連携することは可能ですか。	標準化後においては、標準準拠システムは団体内統合宛名機能を経由して中間サーバと連携することとなります。	2022/8/25
43	団体内統合宛名機能	各標準準拠システムは団体内統合宛名番号を保持しないのですか。	各標準準拠システムにおいては団体内統合宛名番号を保持しない方針としています。また、この方針に沿って基幹業務システムの標準仕様書を策定するよう、各制度所管府省と調整中です。	2022/8/25
44	団体内統合宛名機能	現在利用中の団体内統合宛名管理システムも、申請管理システム（総務省仕様準拠）と同様に継続利用することは可能ですか。	既存の団体内統合宛名システムにおいては、標準化対応として、本仕様書で規定する団体内統合宛名機能の機能要件に準拠する必要があります。	2022/8/25
45	団体内統合宛名機能	団体内統合宛名番号付番APIは、標準準拠システム以外のシステム（外部システムを除く。）は利用しない想定でしょうか。	利用する想定です（仕様書本編「2.4.5.標準準拠システム以外のシステムとの関係」に記載した通りです）	2022/10/28
46	EUC	共通機能の標準仕様として規定された機能以外の機能を追加することは可能ですか。	本仕様書が規定とする共通機能に新たに機能を追加することや、本仕様書が対象とする共通機能と疎結合の形で新たに機能を作ることや妨げません。 一方、各標準準拠システムの標準仕様書で実装不可機能とされた機能を実装することはできません。	2022/10/28
47	EUC	「EUC 機能で利用するデータソースは当該機能専用のデータソースとして整備すること」とありますが、各標準準拠システムのデータベースとは別にデータソースを整備するという認識でよいですか。	ご認識の通りです。各標準準拠システムからの連携方式については、検討次第ご連絡します。	2022/10/28

#	分類	質問	回答	掲載日
48	その他	標準化基本方針0.8版に記載のあった職員認証機能について、標準仕様書の対象から除外したのはなぜですか。	<p>共通機能としてシングルサインオンを行う場合の認証方式を規定することを検討していましたが、事業者や自治体の状況を調査したところ、職員認証機能の標準化のためには、標準準拠システムだけでなく、標準準拠システム以外のシステム（外部システムを除く。）も含めた一体な検討、全庁的な見直しが必要となるケースが多いことを踏まえ、本仕様書の対象外とすることとしました。今後、国における公的機関統一ID基盤の構築等の取り組みも踏まえ、引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>なお、標準仕様書としては規定しませんが、ガバメントクラウドで構築するための実装例、リファレンス等を提供する予定です。</p>	2022/8/25 2022/10/28更新
49	その他	今回標準仕様が示された5つの機能以外について、今後、標準仕様を示す予定はありますか。	本仕様書で規定した5機能については、現行の業務システムにおける共通的な機能としての整備の状況や個別の基幹業務システムに依存しない形での機能の定義の容易性の観点から、対象範囲を定めているものであり、今後、各標準仕様書の改定等にあわせて対象範囲を見直すことはあり得ます。	2022/8/25